

高知県幡多児童相談所長 様

高知県幡多児童相談所の第三者評価
報告書

(令和5年度12月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で高知県幡多児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2023年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

58項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	4
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	8
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	9
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	11
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	13
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	15
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	16
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	17
アンケート結果	
こどもアンケート結果.....	19
関係機関アンケート結果.....	40

総評

(2023年8月21日(月)～22日(火) 実地調査実施分)

総評

高知県幡多児童相談所（以下「幡多児相」とする）は高知市から2時間の距離があり、人口規模も小さいため地域の社会資源も少なく、児童に関するさまざまな依頼や期待が児童相談所（以下「児相」とする）に寄せられるため、児相業務を圧迫していました。一方、児相も人口規模に応ずる形で職員数が少なく、職員同士で相互に補い合わなくてはならない、赴任できる職員は独身職員に偏る傾向があるという、地方のランチ児相がどこも抱える共通の課題を抱えています。

これに対して、幡多児相では職員の献身とチームワークで適切なソーシャルワークが行われていたことは高く評価します。ただ持続可能なシステムにはなっていないため、課題解決や将来の発展のために、改善が必要とされます。今回の第三者評価では、幡多児相のストレングスとともに、幡多児相の抱える課題を明確にしたうえで、いくつかの改善案を提案します。児相自身の工夫と同時に、県としての積極的な対応を期待します。

<ストレングス>

- 一時保護解除や措置・委託解除の際に個別ケース検討会議を多くの事例で開催したり、在宅支援中の事例では半数近くの事例で安全プランを子どもや保護者と一緒になって作成し、子ども・保護者の意見・意向を尊重した支援が行われていました。これは2022年度児童福祉法改正で求められる内容の先取りとして、全国的にも高く評価できる点です。
- 情報共有が迅速に行いやすいコンパクトな人員体制であり、相互に補完し助け合う精神を職員全員が持っており、児相全体がワンチームとして組織的に動いています。組織力の強さは、職員の経験年数の不足を補完する強みとなっていました。
- 職員にとって幅広く児相業務の全てが経験でき、一人ひとりの子どもの最善の利益を意識した丁寧なソーシャルワークに全力が注げる環境は、幡多児相にしかない素晴らしい環境だと思われます。

<課題>

- 地域の社会資源が乏しいため、児相業務の負担が増大しています。市町村支援、里親支援の担当職員が高知県中央児童相談所（以下「中央児相」とする）との兼務で配置されていますが、幡多児相専任ではなく県内全域を担当しているため、幡多児相管内の各市町村には年数回の訪問しかできておらず、地域資源の開拓・対応強化策として十分機能していません。フォスタリング機関についても同様です。
- 職員の経験年数が短く、専門性の向上システムが十分に整備されていません。援助方針会議も所内職員だけの検討であるため、多角的・総合的な検討が十分ではありません。特に児童心理司のスーパーバイズは月1回しか行われておらず、OJTでの日常的な相談や指導ができていません。
- 夜間緊急対応を少ない職員で行っているため、職員の負担は大きいと思われます。実働回数は多くなくても、担当になった期間（月の半分程度）は制限のある生活になり、心理的な負担感は大きいようです。
- 中央児相の一時保護所が遠いため管内の児童養護施設等への委託一時保護が多いようですが、そのことで市町村が活用する施設の利用枠と競合し、市町村のショートステイ利用が制限されることがあるようです。これにより地域での在宅家庭への支援に支障が出ているようです。
- 情報システムが古くデータの入出力が連動していないため、一つひとつの書類への入力がそれぞれ必要であり、また統計の集計などの事務作業に時間と労力がとられるなど、支援業務以外の部分に不必要な時間と労力がとられています。

<提 案>

○打開策として、児相や県から関係機関の育成を積極的に行う必要があります。

例えば現在の児童福祉司に加え、里親支援と市町村支援の常勤職員の配置が必要と思われます。特に市町村支援担当者を置くことで、2024 年度以降に市町村に子ども家庭センター設置が促進され、在宅での親子支援が充実することにより虐待の予防に期することが期待されます。

またフォスティング機関を幡多地域に設置し、里親開拓や委託後の支援が充実することが期待されます。

○幡多児相には多くの兼任職員が発令されていますが、兼務職員の在籍地が遠隔であることから、機能的な運用がなれていないように見受けられました。例えば、援助方針会議の開催日をずらし、幡多児相の援助方針会議に中央児相の兼任職員や一時保護所職員（保護中だけ）などが参加することで、事例の多角的な検討が可能になると思われます。

さらに児童心理司のスーパーバイズを現在の月 1 回の来所に加え、たとえば毎週 1 回 2 時間、リモートで受けるようにしてはいかがでしょうか。現在の業務への負担も発生するかもしれませんが、心理司の育成には日常的なスーパーバイズが欠かせません。

○幡多児相管内の児童養護施設に一時保護専用施設の設置を提案します。一時保護委託だけでなく市町村からのショートステイの受け皿として考えるのであれば、十分需要を賄えると同時に、地域での在宅支援の充実にもつながると思われます。

○新しい情報システムの導入が必要です。情報システムの更新により、児相職員が事務処理にとられる時間を削減することができ、勤務時間の適正化や支援の充実が期待できます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>個々の事例は適切に支援が行われていました。ただし市町村の対応力向上について職員としても意識していただきたいと思います。例えば今まで以上に安全プランを作る際に市町村職員にも入っていただき、市町村が支援に積極的に取り組めるようにしてはいかがでしょうか。また事例の説明の際にも、「〇〇の事実から△△の可能性が考えるため××という対応をします」など、アセスメント過程を丁寧に説明することを通じて、市町村職員の OJT による育成が可能かもしれません。</p> <p>また職員自身のストレスマネジメントとセルフケアの意識向上や、モチベーションを維持できる持続可能な環境を確保するための適切な権利主張を行うことも必要だと考えます。</p> <p>さらに今後は他自治体の児相や学術集会、研修等に一層積極的に参加し、最新の知見やシステムを学び続けていただきたいと思います。</p>
児童相談所	<p>所としての機能充実に向け、中央児相との兼任職員が有効に関与できるように、リモートシステム等の積極的活用が必要だと思います。例えば心理司のスーパーバイズを週 1 回確保する、一時保護所での保護児童がいる時の援助方針会議に一時保護所職員が参加することは、すぐにでも可能ではないでしょうか。</p> <p>また職員の資質向上のためには、県外を含めた外部での研修機会の確保について中央児相より必要性は高いと思われ、積極的な派遣と職員が安心して出張できる体制が望まれます。</p>

<p>児童相談所</p>	<p>加えて児童家庭支援センターや市町村への指導委託の活用など、関係機関の育成も目的とした援助方針も考えられます。</p> <p>なおなかなか難しい問題ですが、夜間・休日当番のあり方の早急な改善は必要だと思われます。</p> <p>一方日々の対応で精一杯な事情も見えましたが、支援後の振り返り（評価分析）があまり見えませんでした。専門性の向上のために、ケースの振り返りと分析を意識的に行ってはいかがでしょうか。</p>
<p>設置自治体</p>	<p>2022 年度児童福祉法改正で出された在宅支援の充実による虐待予防への取り組みには、県の市町村への積極的な支援が必要です。そのため現在県下全域を担当されている業務を分割し、幡多児相管内を担当する市町村支援担当者の配置が必要だと思います。</p> <p>加えて総務事務は、会計年度職員のみでは事務処理作業の滞りが解消しないばかりでなく、相談支援業務への圧迫になっています。そのため総務事務を担当する正規職員の配置は必須です。</p> <p>またフォスティング機関も幡多児相管内に 1 つは必要でしょう。その設置により里親の増加と質の向上、里親と児童相談所との連携が向上することが期待されます。</p> <p>さらに委託一時保護が多いことから、一時保護委託する際の児童への権利告知の充実（例えば、権利ノートに準ずる視覚資料の制作）や説明内容の職員間及び施設・ファミリーホームとの共有手順の明確化が必要だと考えられます。</p> <p>加えて、児相で使われているパソコン等のネットワーク機器は 10 年以上前のスペックであり、適切にシステムが作動していません。高度の個人情報扱い、対応の迅速性が求められる児相には、最新型の機器を設置することが望ましいでしょう。「地方こそ行政 DX（デジタル化）推進」という視点からは、全国各児相で導入されている DX を参考に、取り入れるべき所は取り入れる必要があると思います。</p> <p>なお地域に社会資源が乏しいことから、全庁的に子ども支援政策の推進に取り組む必要があると考えます。</p>
<p>国</p>	<p>今回の評価では都市部とは違う地方の児相が抱える課題が明らかになりました。そのため以下の検討が必要だと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司の配置基準には、虐待相談対応件数の加算に加え、交通の利便や管轄地域の広さなど地域の特別な実情に応じた加算制度を創設することが望まれます。 ・頻繁に改正する法体系について、その法体系を実現するためのリソースが乏しいために、地方自治体に大きな負担がかかっています。地域での支援体制の整備について、一層の拡充が望まれます。 <p>幡多児相で職員一人一人が熱意や高い意欲をもち、丁寧な支援が行えているのは、児童福祉司一人が抱える件数が国の目安とする 40 件を大幅に下回っているためと感じました。件数の多さは、児相の支援の質の低下(人材育成が疎かになる・リスク判断を甘く見積もる・都合の良い情報を鵜呑みにする・多くのケースにリスクの高いケースが埋もれてしまう)に直結する重要な課題なので、国としても児童福祉司の担当件数の削減に努める必要があると思います。</p>

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>事例のヒアリングでは、個々の親子への適切なソーシャルワークが実施されており、以下例示のように児相の処遇に子どもの意向や意見を反映させる取組みが行われていることが伺われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者を交えて一緒に安全プランを作成できていました。 ・援助方針会議では、処遇を決める節目ごとに児相職員が聞き取った子どもや養育者の意向が、支援方針に活かされていました。ただし、会議資料に「子どもの意見」・「養育者の意見」の欄があるとよいと思われます。 ・子どもの意見を丁寧に聞きとり、措置変更の理由も子どもが視覚的に理解できるような資料を準備して、わかりやすい説明を行う工夫がされていました。 ・施設・里親委託中の子どもアンケートでは、多くの子どもが半年以内に児相職員が「会いにきた」と答え、児相職員が子どもの話を「よく聞いてくれる」としていました。また権利ノートを持っていると答えた全員が、使い方の説明を児相や施設職員から受けたと回答しており、権利ノートを活用して、自身の権利が行使できるよう、年齢を考慮した分かりやすい説明が行われていることが伺われました。 <p>一方で子どもは、思いを発信できていない可能性もあります。子どもからの質問を待つのではなく、親と離れて暮らす理由/今後の生活の見通し/児相が関わる理由/家族の現状…等、時に厳しい事実を伝えることにもなりますが、子どもが理解できる説明を児相職員の方から積極的に行っているか、定期的に自己点検できると良いと思います。</p> <p>またアドボケーターの地域資源がないためか、一時保護と社会的養護共に第三者による子どもの意見表明支援の取組みは権利ノートからはうかがわれませんでした。第三者による子どもの意見表面のサポートを、遠隔での手段を含めて中央児相と連携して検討する必要があると思います。</p> <p>さらに一部の権利ノート（施設）はやや古い内容であるため、定期的にアップデートされる必要があると考えられます。加えて一時保護委託児への権利の説明や権利ノートの作成の検討も必要だと思います。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
No.3	子どもにとって重要な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

相談の受理後、すぐに受理会議を開き安全確認方法の決定がなされ、虐待受理や援助方針会議は全職員参加で行われるなど、組織としての判断と職員間の情報共有が迅速に行われています。また、全職員がケースの概要を把握できているため、臨機応変にフォローし合える体制が組まれています。さらに、管理職に随時報告・相談ができる体制にあるため、職員個人でケースを抱え込んだり難しい判断を迫られる場面がなく、職員が安心して業務にあたることのできる職場環境となっています。

しかし一方で管轄人口が少ない故に職員配置が少なく、一時保護所も併設しておらず、所長・チーフ・職員の全員が児相経験 10 年未満であり、全体として脆弱な組織となっています。それを補う研修についても、所内での OJT は良く行われていますが、特に児童心理司がスーパーバイズを受けられる体制になっておらず、総論で述べたように、リモートシステムを活用した改善が必要ではないでしょうか。

加えて一時保護所の保護児に会うために片道 2 時間かかる距離を考えれば、保護中の子どもとの面接にも積極的にリモートシステムを活用し、面会頻度を上げることを検討することが望まれます。

また県全体の課題ですが、情報システムが古く、同じ内容を何度も入力する必要があります。児相業務に記録の入力は欠かせませんが、一度入力すれば別の箇所にも反映できるシステムへの変更が求められます。統計についても、福祉行政報告例や対外の広報に必要な定例的な統計については、システム上で作成できるようになれば業務の負担軽減につながります。

さらに記録と決裁すべてが紙で行なわれており、南海トラフ地震も想定される中、記録の入・出力だけでなく、保存も含めて早急な情報システムの検討が必要だと考えられます。

なお夜間休日の緊急対応は少ない職員で行うため、かなりの負担になっており、組織の機能低下や雇用者の安全配慮義務の責任を果たせていない恐れがあることから、何らかの対応が必要だと思います。また職員数が少ないため、緊急対応が必要な事態が同時に複数起こると、対応が困難になっています。改善策として業務を一部分でも委託化する等、早急な対処が必要です。例えば泣き声通告の調査や警察からの身柄付きの対応等、一定のルールに従って対応できる業務は、委託化や会計年度任用職員の活用等、職員の負担軽減は喫緊の課題とされます。

さらにチーフ一人に、部下への助言・指導や同席面接に加えて、どこにも属さない事務が集中しており、ケース対応が優先されるため、長時間労働や過重負担が生じている事態も起きています。その打開策の一つとして、総務事務は会計年度職員ではなく正規職員の配置が必要だと考えられます。

また保健師が行う医療機関に対する専門的な聴き取りや、養育者に関する精神保健分野の調査内容は援助方針を決める上でも重要です。兼務ではなく児相に専従で配置が必要とされます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	B
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	B
No.12	児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	B

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

虐待対応は安全確認会議、緊急受理会議、調査報告会議、援助方針会議、月例報告会議など多くの会議に基づいて組織的に行われており、それぞれの会議の目的がマニュアルの中で明確になっていました。

さらに初期調査では必ず子どもと保護者に会っていますが、保護者の説明を丁寧に聞きながら子どもの安全を確保するソーシャルワークを展開しているため、保護者とのパートナーシップが結べ、対立的な関係になることは少ないようでした。通告受理後 1 か月以内に調査結果から虐待かどうかの判断がされ、在宅でも児童福祉司指導措置が多くとられ、責任を持った対応が行われていました。

また虐待対応事例は毎月 1 回全ケースの見直しは援助方針会議の場で行われており、進行管理も確実に実施されていました。

ただし市町村アンケートからは、児相が命の危機のみで一時保護を判断していると一部の市町村は捉えていました。親子分離を巡って市町村と児相の方針が一致しない場合がありますが、当事者である親子にとって何が解決の具体的なゴールとなるかを、児相と市町村とが共有できていれば連携しやすいのではないかと思います。例えば一時保護の必要性で市町村と児相の意見が分かれた場合、個別ケース検討会議を開き、その家族の課題と長期目標（支援のゴールや方向性）を検討します。家族のアセスメント、特に長期目標のズレが具体的な支援策である一時保護の必要性の見解の相違に影響していますので、双方で家族の課題や長期目標を一致させることが必要と思われる。

なおケース移管に関しては、全国児童相談所長会の申し合わせに則り行われていました。また、移管先と対象者との関係構築にも配慮し、移管元として定められた期間は手厚い支援が継続されていました。

さらに日々の児相での措置ケースや児童福祉司指導ケース数をカウントしており、月に 1 回、虐待対応ケースの見直しを行い、年 3 回の措置・委託中の子どもの面接状況を確認するなど、進行管理は全国のモデルとなる取り組みでした。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.13	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.14	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.15	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.16	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.17	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.18	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.19	アセスメントが適切に行われているか	B
No.20	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	B
No.21	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.22	援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	A
No.23	援助方針の内容は適切か	A
No.24	市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.25	在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	S
No.27	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.28	児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.30	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案

里親アンケートでは、児童相談所との連携や支援について高い評価の結果でした。里親家庭と児相間の連携が円滑に図られ、委託後も児相による手厚いサポートが継続的に行われているため、里親が安心して養育を行うことができ、里子の情緒的な安定に繋がっていることがうかがわれます。

また施設については、サポートケアの作成を通じて、子ども一人ひとりに対してこまめに面接し、意見を聞き取り、職員に意向を伝えることができます。さらに児相と施設が、子どもが参画する中で自立支援計画の見直しを概ね年3回行なっています。また子どもへのアンケートでは「児童相談所の方は、あなたの話をよく聞いてくれますか」という質問に対し、ほぼ全員が「聞いてくれる」と答えていることにも適切な対応が表れています。加えて措置解除後の半年の児童福祉司指導措置が確実に実行されており、素晴らしいと思います。

一方、一時保護所が中央児相にしかなく面会に片道2時間を要するため、管内の児童養護施設やファミリーホームに一時保護委託する事例が多くなっています。委託一時保護は距離的には近くて面会も容易ですが、行動観察が十分にできないという弱点もあります。なお児童養護施設に一時保護児3人の枠を確保していることで緊急対応も可能になっていますが、市町村のショートステイの圧迫にもなっているようです。今後は対応困難な一時保護児の増加も予想されるため、施設定員とは別に定員が設定できる一時保護専用施設の設置が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.31	社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.32	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.33	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.34	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	S
No.35	援助方針の見直しが適切に行われているか	A
No.36	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.37	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	B
No.38	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.39	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.40	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.41	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.42	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.43	子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.44	18歳を超えても、必要なケースについて支援を行なっているか	A

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>ショートステイは在宅支援の重要な事業ですが、児童養護施設に空きがないと利用できません。そこで先の一時保護専用施設をショートステイの子どもも対象にすることで、地域の在宅支援がかなり充実することが期待されます。</p> <p>さらにフォスティング機関は高知市にしかなく、県内全域をカバーしており、幡多地域にも広報等で来られることはあるようですが、幡多児相との連携は十分なされていないようです。里親制度の普及や里親委託された後の支援を考えると、幡多児相に専任の里親担当職員が配置され、幡多児相管内にフォスティング機関が設置されることが必要と思われます。</p> <p>なお、児童自立生活援助の積極的活用や、養子縁組成立に至るまで及び縁組成立後の支援などについては、ケース数が少なくとも対応できる準備が必要かもしれません。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.45	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.46	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	B
No.47	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	B

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
家族に対して必要な支援が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>子どもや保護者も参画した実行可能な安全プランの作成が多数されており、子どもや保護者と良好な関係を築けていることがうかがえます。また、子どもへの対応に課題を感じ困っている保護者に継続的にかかわる事例も多く扱われ、家族への支援が手厚く行われていました。さらに児童福祉司指導の件数も多く、ケースの抱える課題や家族システムをアセスメントしながら児相のかかわりを選択していたのは素晴らしい取り組みです。</p> <p>加えて、援助方針会議では全員でケース対応の検討が行われていました。これは、第Ⅶ部で述べるとおり地区担当制ではあるものの、担当者不在時に他の職員が緊急対応をするために有効であると思われます。</p> <p>ただ今後は、一つひとつの事例で要保護児童対策地域協議会を活用するなど、地域で家族を支援する体制づくりを意図的に作っていく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>なお援助方針会議の資料に家族構成や子どもや保護者の意向や発言は掲載されていませんでした。会議資料にどこまで情報を掲載するかは、事前準備の負担と検討時の情報量の兼ね合いでバランスは難しいですが、標準的な記載事項とすることで、意識的に確認・検討対象とすることが期待できます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.48	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.49	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.50	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.51	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	B

第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

県としても市町村分析を通して、各市町村の実態やニーズの把握が十分に行われていました。また役割分担と連携方法は、全県共通のマニュアルで細かく明確にされ、市町村のスキルが一定水準となるように工夫されていました。

そして幡多児相では児童福祉司が地区担当制をとっており、市町村との関係はおおむね良好のようでした。このことは市町村アンケートからも、市町村からの相談に対して迅速な対応がされているとの高い評価がありましたが、一方で児相の対応に不満も伺えました。

さらに児相での対応を終結する際には市町村での支援を確認したうえで決定し、必要があればケース会議も開催するなど、丁寧に対応していました。それでも市町村側の組織体制や人事異動により自発的に動けない市町村もあり、職員体制や経験の少ない市町村の育成が喫緊の課題と思われる。

一方、市町村アンケートからは、連携強化の取り組みや、市町村への具体的な技術的支援、人材育成等を児相に期待する回答がありました。児相の支援方針の決定プロセスを市町村と共有できるようにするため、児相と市町村間の人事交流や援助方針会議への参加等により、お互いの業務の理解を図ることで連携が進むのではないかと思います。例えば、年度の早い時期に幡多児相で市町村職員の研修会を開催し、市町村新人職員の育成を図ると同時に、援助方針会議の傍聴などを通して児相業務の理解を図ることも考えてはいかがでしょうか。

また、ケース対応に追われ余裕がないかもしれませんが、児相から他の機関に援助依頼を行うことも考えてはいかがでしょうか。例えば児童家庭支援センターや市町村への指導委託を積極的に行う、安心プラン作成時に市町村や関係機関の職員も入っていただき、家族支援の一部を担ってもらうなどは可能でしょうか。

なお構造的な課題として地域の養育力を向上するには、専門機関である児相が各自治体へトレーニングや支援をする必要性が感じられますが、現状は要対協出席や個別相談に応じることで精いっぱいの人員体制です。例えば、日常的に市町村と児相の間を調整したり、職員育成を担当する市町村支援担当の常勤専任職員の追加配置が必要ではないでしょうか。

児童福祉審議会については、所長が高知市まで出向いて参加していますが、さらに活用を工夫する余地があると思われる。特に外部からのSVが得られにくい幡多児相では、法的対応を要する事案に限定せず、対応困難事例等について積極的に児童福祉審議会に諮問することが、対応策を検討するための知見を広げる一つの方法となりうるかもしれません。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.52	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
No.53	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.54	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.55	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	B
No.56	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
No.57	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.58	児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B